⑶　稼働状況の監視
構成機器の稼働状況を監視し、必要に応じ、対策を実施すること。
⑷　不正プログラムの混入防止等
名簿システム及び名簿対照オンラインシステムにコンピュータウイルス等の不正プログラムが混入されていないかどうかを監視する措置を講じ、混入されていた場合には駆除する措置を講ずること。また、コンピュータウイルス等の不正プログラムが発見された場合の必要な措置を定め、名簿システム及び名簿対照オンラインシステムを運用保守又は利用する職員に周知すること。

第８の１、２及び５中「名簿システム」の次に「又は名簿対照オンラインシステム」を加える。
第８を第９とし、第４から第７までを１ずつ繰り下げ、第３の次に次のように加える。

第４　オンラインによる選挙人名簿又は在外選挙人名簿の対照等
１　選挙人名簿又は在外選挙人名簿の対照
あらかじめ投票所入場券が交付されている場合は、投票所入場券に記載されている内容と管理サーバ上の選挙人名簿又は在外選挙人名簿を対照するとともに、年齢等から本人であることが確認できた場合、対照済み処理を行うこと。
投票所入場券を交付していない場合又は投票所入場券を持参しない選挙人にあっては、選挙人の申し立てる住所、氏名、生年月日等と管理サーバ上の選挙人名簿又は在外選挙人名簿を対照するとともに、年齢等から本人であることが確認できた場合、対照済み処理を行うこと。
なお、既に対照済み処理が行われている場合は、その対照済み処理が他の名簿登録者と取り間違えていないかどうかを受領済の投票所入場券等により改めて調べ、当該対照済み処理が誤っていた場合は、修正処理を行い、再度その選挙人の対照処理を行うこと。
２　対照済み処理の管理
対照済み処理を行った選挙人名簿又は在外選挙人名簿は管理サーバ上一元的に管理されていることを確認するなど、選挙人が二重に投票することがないよう必要な措置を講ずること。
３　端末機操作手引書の作成
対照処理等のための操作手引書を作成すること。

附　則

１　この告示は、公職選挙法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十三号）の施行の日から施行する。
２　この告示による改正後の規定は、この告示の施行の日（以下この項において「施行日」という。）の翌日以後初めてその期日を公示される衆議院議員の総選挙の期日の公示の日又は施行日の翌日以後初めてその期日を公示される参議院議員の通常選挙の期日の公示の日のうちいずれか早い日（以下この項において「公示日」という。）以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、公示日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。

○環境省・農林水産省・経済産業省告示第三号

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十八年法律第五十号）の施行に伴い、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する基本的な方針（平成二十六年五月十六日環境省・農林水産省・経済産業省告示第二号）の一部を次のように変更したので、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成二十五年法律第八十一号）第四条第六項において準用する同条第五項の規定に基づき公表する。

平成二十八年五月二十七日

農林水産大臣　森山　裕
経済産業大臣　林　幹雄
環境大臣　大塚　珠代

第５の４中「第20条の３第１項」を「第21条第１項」に、「化石燃料以外のエネルギー」を「再生可能エネルギー」に改める。

○環境省・経済産業省告示第七号

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十八年法律第五十号）及び地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（平成二十八年政令第二百三十一号）の施行に伴い、地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律及び地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令の施行に伴う経済産業省・環境省関係告示の整理に関する告示を次のように定め、公布の日から適用する。

平成二十八年五月二十七日

経済産業大臣　林　幹雄
環境大臣　大塚　珠代

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律及び地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令の施行に伴う経済産業省・環境省関係告示の整理に関する告示

第一　温室効果ガス算定排出量等の集計の方法等を定める省令の規定に基づくファイルへの記録の方法（平成十九年環境省・経済産業省告示第二号）の一部を次のように改正する。

本則中「第二十一条の四第一項」を「第二十八条第一項」に、「第二十一条の八第二項」を「第三十二条第二項」に改める。

第二　調整後温室効果ガス排出量を調整する方法（平成二十二年環境省・経済産業省告示第四号）の一部を次のように改正する。

第二第二項第一号イ中「第六条第一項第一号イ(1)」を「第七条第一項第一号イ(1)」に改め、同号ハ中「第六条第一項第一号イ(3)」を「第七条第一項第一号イ(3)」に改める。

公　告

諸　事　項

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２７年（フ）第１５３号

長崎県佐世保市春日町33番13号、前住所長崎県佐世保市新田町157番地１　ビューラー巳本203
破産者　浦　　晴美（旧姓辻）
１　決定年月日　平成28年５月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２７年（フ）第１６８号

長崎県佐世保市藤原町10番20号　リンウッドⅠ－102号、前住所長崎県諫早市永昌東町17番６－303号
破産者　香月　賢治
１　決定年月日　平成28年５月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２７年（フ）第７２号

福島県いわき市東田町１丁目27番地の14　ハイツ大和Ｃ
破産者　中根　盛浩
１　決定年月日　平成28年５月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所いわき支部